

# 第1章 計画の基本的事項

---

## 1 計画の趣旨と目的

---

障害者自立支援法の施行（平成18年4月）により、障がいの種別にかかわらず、障がい者が必要とするサービスを利用できるよう、サービス提供の仕組みを一元化して施設、事業が再構築されました。また、障がい者に身近な市町村が責任を持ってサービスを提供することにより、地域の特性にあったサービス提供の一層の推進を図ることとなりました。

この計画は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、「岩見沢市障がい者福祉計画」の基本理念を踏まえ、障がいのある人もない人も、ともに支えあい、当たり前で暮らせる地域社会を構築するために、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量と確保のための方策を定めるものです。

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に則して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

## 2 他の計画との関係

---

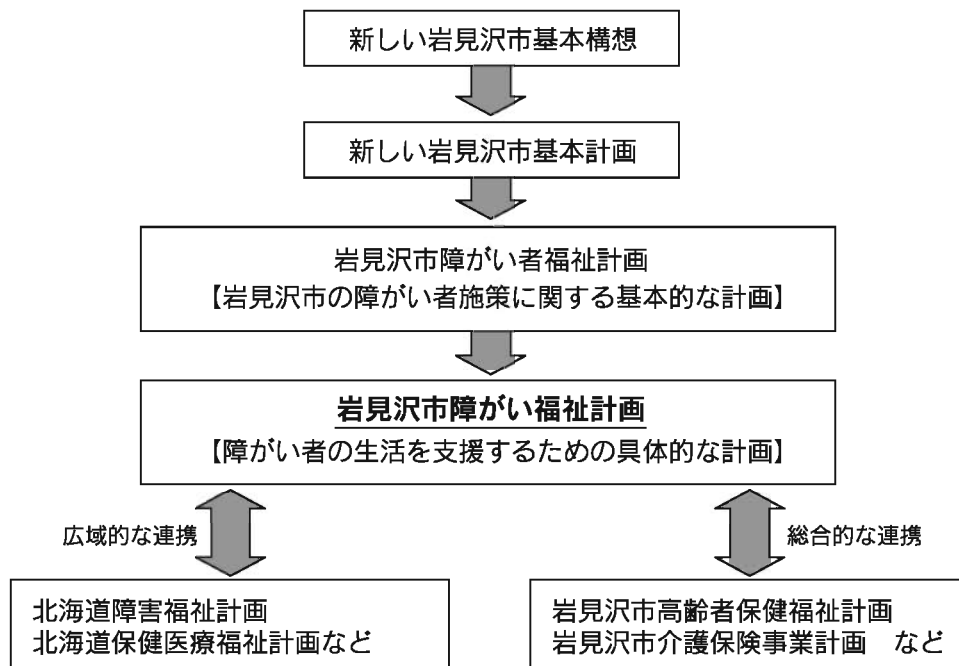
この計画は、平成16年度に策定された「岩見沢市障がい者福祉計画」の理念に則り、同計画中の主として生活支援の項目について、より具体的に定めるものです。

また、「北海道障害福祉計画」に定める保健福祉圏域を基本として、同計画や「北海道保健医療福祉計画」などと広域的な連携を図るとともに、市の施策として「岩見沢市高齢者保健福祉計画」や「岩見沢市介護保険事業計画」などとも総合的な連携を図ります。

## 岩見沢市障がい者福祉計画の基本理念

障がいのある人もない人も社会の一員として生活し、社会活動に参加するノーマライゼーションの理念を基本とし、障がいのある人が地域の中で自立し、生きがいを持ちながら、安心してその人らしい生活を送ることができる「共生社会」の実現を目指すものです。

## 【参考】他の計画との関係図



### 北海道障害福祉計画に定める圏域

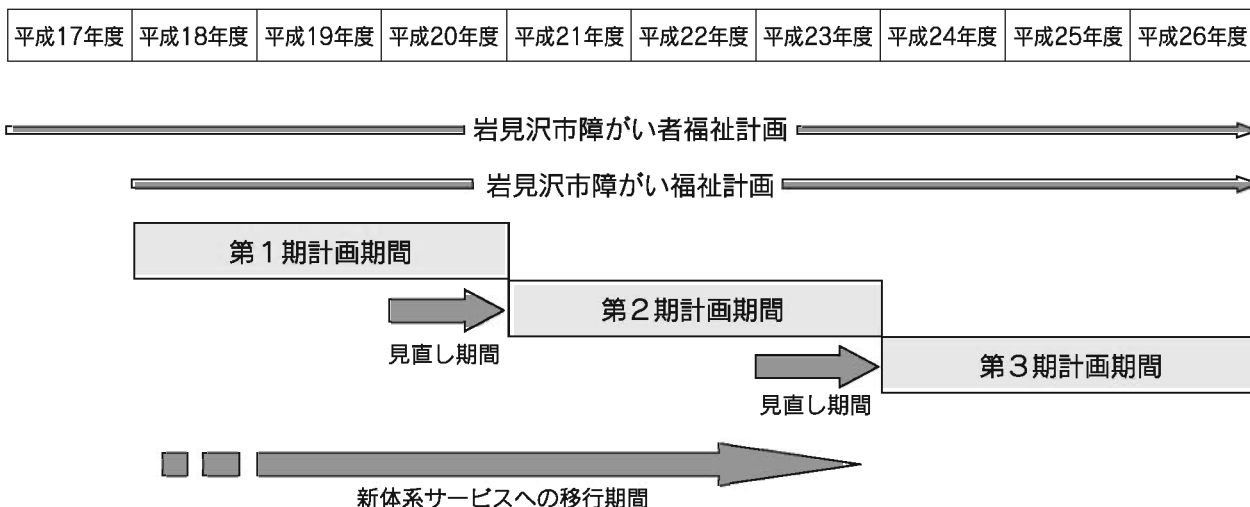
- ・南空知、中空知、北空知、札幌など道内21の圏域を設定。
- ・岩見沢市は、南空知圏域に属し、夕張市・美唄市・三笠市・南幌町・由仁町・長沼町・栗山町・月形町が同圏域に含まれます。

## 3 計画の期間

この計画では、障害者自立支援法による新サービス体系への移行が完了する平成23年度末を目標年とし、平成18年4月から平成21年3月までの3か年を第1期、平成21年4月から平成24年3月までの3か年を第2期とし、平成21年3月までの第1期について定めることとします。

また、第1期計画の終了時までには、目標値の達成状況などを検証し、必要な見直しなどを行ったうえで、第2期計画の策定に反映させることとします。

## 【参考】今後の計画の流れ



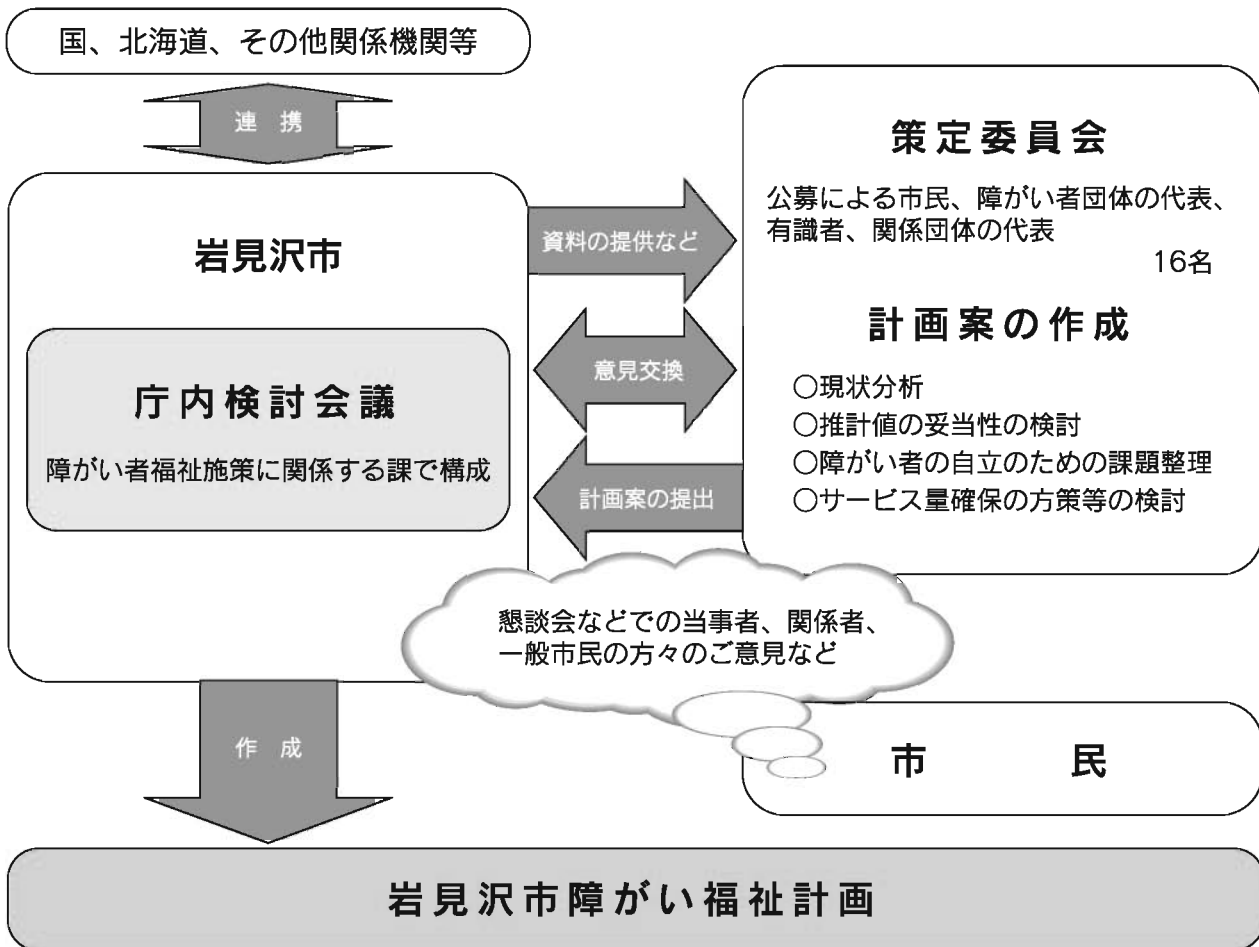
## 4 計画の策定体制

「岩見沢市障がい福祉計画」の策定にあたっては、公募による市民、障がい者団体の代表、有識者、各種関係団体の代表により選出された16人の委員で構成する「岩見沢市障がい福祉計画策定委員会」を設置し、審議を行いました。

策定委員会は、平成18年10月から平成19年3月まで、計5回開催しました。

また、障がい者団体などとの懇談会の開催や、障害程度区分認定調査を市職員が行うなど、幅広い意見の集約や障がい者の実情把握に努めました。

## 【参考】計画策定体制のイメージ



## 5 達成状況の検証と評価

この計画で定める事項の達成状況について、第1期の終了時までには検証及び評価を行い、第2期の計画に反映させることとします。

検証と評価にあたっては、北海道をはじめ、各施策の関連機関や団体などと随時情報交換を行い、必要に応じ、岩見沢市障がい者福祉施策推進懇話会（平成17年8月設置）などで、協議を行うこととします。